

2024年3月25日

会員各位

事務局だより 第78号

郡山市朝日一丁目29番9号

(公社)郡山市シルバー人材センター 事務局

2024年度を迎えるに当たり、下記に付いてご案内いたします。

1. シルバー人材センター賠償保険の免責額（会員負担額）が変わります

◇賠償保険免責額（会員自己負担額）

・対人・対物共1名：免責 50,000円に改定

改定期日：2024年4月1日

<免責額改定の背景>

個人事業主である会員各位が起こした賠償事故は、会員自身が弁償しなければなりません。

しかしセンターでは安心して就業してもらうために、センター設立時より「団体賠償保険」に加入して対応して参りました。

しかしながら2016年度以降賠償事故の発生件数は激増し、その賠償保険支払金額も年間に50万円の支払いから年間800万円もの支払いまで多額に上り、現在賠償額が数百万円に上がることが確認されている未解決事故も存在しており、その主な要因として草刈り機による事故が突出しております。

そのため、それらを踏まえた今後の賠償事故の保険契約において、各損保会社から必須条件として「保険掛金の増額と、契約は1事故につき免責50,000円」が提示されました。これが不承諾であれば契約が不成立となり、全ての事故賠償の全額を会員個人が負うこととなります。

これを避けるためには免責条項を承諾せざるを得ない状況となっており、このような状況を背景として、3月15日開催の理事会は総務委員会での審議を受け、「会員就業規程及び団体傷害・賠償責任保険の基準」の条項を「会員の自己負担額は1事故50,000円とする」と改定いたしました。

（詳しくは、センターホームページ（会員のみなさまへ→お知らせ）に記載してあります。）

<免責額の改定を受けて>

このような状況下にありますので、傷害事故・賠償事故共に「事故に遭わない、事故を起こさない」ことを肝に銘じて十分な安全対策を講じて就業して下さるようお願い致します。

2. 2024年度（令和6年度）会員会費の納入について

再度のご案内になりますが、2024年度年会費の納入につきましては、2024年4月25日に各位の「配分金振込口座より自動引落とし」とさせていただきます。（現金納入、コンビニ振込み希望者は除く）。

就業以外の共助会活動やその他の活動が出来る特別会員への登録希望者や、また退会希望者（要退会届の提出）は4月5日までに必ず事務局まで連絡願います。

なお、連絡がない場合は、年会費が自動引落としされますのでご了承願います。

・2024年度正会員年会費額：2,500円 ・特別会員年会費額：1,500円

3. 会員、発注者、センターとの契約の見直しに伴う「センター利用規約、会員業務就業規約」が施行されます

契約の見直しにつきましては、先の事務局だより第77号でお知らせしましたが、それに伴い新たに「センター利用規約、会員業務就業規約」の制定が3月理事会において決議されました。

詳しくは、センターホームページ（会員のみなさまへ→お知らせ）に掲載のほか、「フリーランス法」の施行日前に全会員宛てその内容をお知らせいたします。

<お問い合わせ・連絡先>（公社）郡山市シルバー人材センター

TEL:024-933-0001、FAX:024-933-0019、メールkooriyama.sjc@w8.dion.ne.jp